

うるま市入札参加資格審査申請書提出要領
(庁舎等警備業務及び清掃業務等)

(令和7・8年度)

うるま市役所 総務部 契約検査課

うるま市入札参加資格審査申請書提出要領

(庁舎等警備業務及び清掃業務等)

目 次

1. 受付期間等 P1
 2. 入札参加資格 P1～2
 3. 受付業種区分 P2
 4. 事業所の要件及び所在地区分 P2～3
 5. 留意事項 P3～4
 6. 名簿の有効期間等 P4
 7. 問い合わせ先 P4
- ◆ 提出書類一覧表(警備・清掃等) ※別添(エクセル表)

令和7・8年度にうるま市が発注する庁舎等警備業務及び清掃業務等の競争入札参加を希望する者は、下記により審査申請手続を行ってください。

1. 受付期間等

(1)受付期間

令和6年12月2日(月)～令和6年12月27日(金)

※今回の受付期間終了後、**うるま市内に本店を有しない者の追加申請受付は行いません**のでご注意ください。

(2)申請方法

うるま市ホームページ上 (<https://www.city.uruma.lg.jp/>) の申請専用フォーム(Logo フォーム)から申請してください。

(※今回の審査から、ファイル・CD 作成・書類の郵送は不要となりました。)

(3)提出書類

別添のエクセル表 「**提出書類一覧(警備・清掃等)**」をご確認ください。

(4)提出書類についての留意事項

- ・添付書類は、PDF、Word、Excel のいずれかの形式で提出してください。
- ・データの容量は1項目あたり 10MB以下、すべてのファイルの合計が 100MB以下 となるようにしてください。
- ・1項目で2枚以上の書類がある場合は、まとめて一つのデータにしてください。
- ・官公庁が発行する証明書は申請書提出日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

2. 入札参加資格

うるま市が発注する庁舎等警備業務及び清掃業務等(以下「**庁舎等管理**」)の競争入札に参加することができる者は、次の要件を具備することが必要です。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号及び第2項各号に掲げる事項に該当しない者であること。
- (2) 営業実績が1年以上あること。
- (3) 市町村税、県税及び国税を完納していること。
- (4) 雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険の各制度に、原則として加入していること。
- (5) 過去における庁舎等管理において、不誠実な行為がないこと。
- (6) 経営状況が良好であること。
- (7) 申請する業種について、申請書の提出日から起算して直前2年分の確定した年間平均実績高があること。ただし、当該提出日が営業開始から1年以上2年未満の者は、1年分の確定した年間実績高とする。
- (8) 下記に定める入札参加者資格要件を満たしていること。

① 警備業務

次のいずれも満たしていること。

- (1) 常用警備員数が5人以上であること。
- (2) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条に規定する公安委員会認定の業者であること。

② 清掃業務

次のいずれかを満たしていること。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号の規定による登録を受けていること。
- (2) ビルクリーニング技能士の資格者を有していること。

③ 消防用設備保守点検業務

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の7又は消防法施行規則第31条の6の規定により次のいずれかの免状の交付を受けた者を有していること。

- (1) 消防設備士(甲種又は乙種第1類、乙種第2類、乙種第4類及び乙種第6類)
- (2) 消防設備点検資格者(第1種・第2種)

④ 庁舎等設備保守管理業務

次の(1)～(6)の資格の中でいずれか1人以上を有しているか、又は(7)の登録を受けていること。

- (1) 建築物環境衛生管理技術者
- (2) 電気主任技術者(第3種以上)
- (3) 冷凍機械責任者(第3種以上)
- (4) 電気工事士(第1種・第2種)
- (5) 消防設備士(甲種並びに乙種第1類、乙種第2類、乙種第4類及び乙種第6類)
- (6) 消防設備点検資格者(第1種・第2種)
- (7) 沖縄県浄化槽保守点検業者の登録を受けていること。

⑤ 昇降機保守管理業務

次のいずれも満たしていること。

- (1) 従業員数が3人以上であること。
- (2) 国土交通大臣が定める昇降機等検査員資格者を有していること。

3. 受付業種区分

申請に係る業種区分は次のとおりです。

- ①警備業務
- ②清掃業務
- ③消防用設備保守点検業務
- ④庁舎等設備保守管理業務
- ⑤昇降機保守管理業務

※主要業種を上記の業種区分の中から必ず1つ選ぶこと。

4. 事業所の要件及び所在地区分

(1) 事業所の要件

申請する際の事業所(本店、支店、営業所等)は、次に掲げる要件を備えていること。

- ① 契約、見積、入札等について実質的な業務が行えること。
- ② 看板が設置され(建物外に常時設置されていること)、机等の什器備品類、電話・コピー機等の事務

機器類、帳簿等を備え、居住部分とは明確に区分された事務所として営業の実態が確認できること。

③ 本市からの問い合わせ等について、対応ができる従業員が常勤していること。

(2) 事業所の所在地区分

下記①～⑤を本提出要領の所在地区分とします。

① 市内本店

うるま市内に本店を有する者

② 市内支店・営業所等

うるま市外に本店を有し、うるま市内に営業所等を設置している者で、入札・契約事務等の権限を、年間を通じてうるま市内の営業所等の代表者に委任しており、かつ、営業を行っている実態が確認できるもの(※委任状(市指定様式)の提出が必須です。)

③ 代表者市内在住

代表者がうるま市内に住所を有する者

④ 県内市外

次のいずれかに該当する者

ア 沖縄県内に本店を有する(うるま市を除く。)が、うるま市内に営業所等を設置していない者

イ 沖縄県外に本店を有し、沖縄県内に営業所等を設置している者で、入札・契約事務等の権限を、年間を通じてその代表者に委任しており、かつ、営業を行っている実態が確認できるもの

⑤ 県外

沖縄県外に本店を有し、沖縄県内に営業所等を有しない者又は沖縄県外に本店を有し、沖縄県内に営業所等を設置しているが、入札・契約事務等の権限を、その代表者に委任していない者

※ 実態に疑義があるものについては、資格の登録を行わない場合や登録を取り消す場合があります。

【以下の場合は、事業所として認められません】

- 屋外に営業所等の看板又は表札が掲示されておらず(簡単に取り外しができる紙、シール、テプラ等は認められません。)、申請された所在地が単なる住居で、営業を行っている事業所を確認できないとき、又は、事業所が申請された所在地とは異なる所に設置されているとき。
- 代表者市内として住民票の提出があるが、申請された所在地に居住していることが確認できないとき、又は、申請後市外へ転出しているが、その変更届の手続がなされていないとき。
- 代表者・従業員等の住居を営業所とし、本市に営業所設置届が提出されているとき。
- 申請された本店・支店・営業所等の電話番号では連絡が取れないとき、又は電話転送になり別の事務所に繋がるとき。
- 複数の事業所が、同じ事務所内にて明確な区分なく営業を行っているとき。

※ うるま市内の事業所等について、実態調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

5. 留意事項

- (1) 入札参加資格審査申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、資格の登録を行わないこと、又は、資格の登録を取り消すことがあります。
 - ① 「2. 入札参加資格」の要件を欠いたとき。
 - ② 虚偽又は不正な方法により登録を受けたと認めるとき。
 - ③ 資格者又は従業員の登録において業者間の重複登録が確認されたとき。

- ④ 事業所の実態調査又は不備書類の補正の要求に応じないとき。
- ⑤ 資格審査の過程又は資格審査の終了後において、入札参加資格者として不適当である行為があつたと認めるとき。
- ⑥ うるま市暴力団排除条例(平成23年うるま市条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者であると認められたとき。
- ⑦ 名簿登録後に登録内容の変更があつたにもかかわらず、相当期間、その旨の届出を行わないとき。
- ⑧ 名簿登録後の庁舎等管理において、入札参加資格者の責による契約解除があつたとき。
- ⑨ 「代表者市内在住」として申請しているが、申請された住所に居住していることが確認できないとき、又は申請後に市外へ転出しており、変更の届出が行われていないとき。

(2) 今回の申請後又は名簿登録後に内容の変更が生じた場合は、速やかに変更内容をうるま市契約検査課宛に届け出てください。

(3) 申請書類中に含まれる従業員等の個人情報については、あらかじめ本人の同意を得た上で提出してください。なお、提出された申請書類に含まれる個人情報は、入札参加資格審査、入札及び契約に関する事務において利用し、その他の目的で利用することはありません。

6. 名簿の有効期間等

(1)名簿の有効期間

令和7年4月1日から次期の定期資格審査に基づく登録日の前日(令和9年3月31日予定)まで

(2)審査結果の公表

審査完了後、うるま市のホームページにて公表(令和7年4月1日予定)します。

※今回の審査から、事業所ごとの結果通知書発行は行いませんのでご了承ください。

7. 問い合わせ先

うるま市役所 総務部 契約検査課 電話:098-923-7605 FAX:098-973-9819